

館山市・館山商工会議所・東京海上日動火災保険株式会社による  
SDG s の推進に関する包括連携協定書

館山市（以下「甲」という。）、館山商工会議所（以下「乙」という。）及び東京海上日動火災保険株式会社（以下「丙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、緊密に連携・協力して、SDG s の推進を実施することにより、地域の活力を高め、館山市域の持続的な発展を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について、法令に反しない範囲で、連携し、協力するものとする。

- (1) SDG s の情報発信、普及啓発に関すること。
- (2) SDG s に取り組む企業等への支援に関すること。
- (3) その他SDG s の推進に関すること。

（取組内容及び実施方法）

第3条 連携事項に係る具体的な取組内容については、その都度甲、乙及び丙で協議のうえ、決定する。

2 前項の取組内容について、甲、乙及び丙は定期的に取り組状況などを確認する。

（確認事項）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に関し、次の各号に掲げる事項を確認する。

- (1) 甲又は乙が、第2条各号に関し、丙以外の民間企業等と連携すること又は丙が甲又は乙以外の地方自治体や商工会議所と連携することを妨げるものではないこと。
- (2) 甲、乙又は丙が、本協定に基づいて相互に債務を負うものではないこと。
- (3) 本協定によって、甲又は乙の他の事業について、丙が有利又は不利になることはないこと。

（秘密保持）

第5条 甲、乙及び丙は、連携事項の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならないものとし、また、第1条に規定する目的以外に使用してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は除く。

- (1) 相手方から提供を受けた時点で既に公知となっていた情報
  - (2) 相手方から提供を受けた時点で既に保有していた情報又は相手方から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手した情報
  - (3) 相手方から提供を受けた後、提供を受けた情報によらず独自に取得した情報
  - (4) 法令等により開示を求められた情報
- 2 甲、乙及び丙は、本協定終了後も、前項による秘密保持の義務を負うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による特段の申し出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項に疑義のある場合は、甲、乙及び丙は協議して、これを定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙は各自署名の上、各自その1通を保有する。

令和4年9月29日

甲 千葉県館山市北条1145-1  
館山市  
市長

金丸謙一

乙 千葉県館山市八幡821-7  
館山商工会議所  
会頭

石渡和男

丙 千葉県千葉市中央区新千葉1-4-3  
東京海上日動火災保険株式会社  
千葉支店長

江原潤 代理人 長南 徹